

# 環境アドバイザー通信

No. 2

平成5年11月17日発行

群馬県環境保全課

電話：0272-23-1111

内線 2687

## 地球サミットセミナー '93 開催

既にご案内したとおり、10月30日(土)・高崎市文化会館において実施しました。

当日は、あいにくの雨模様の天気でしたが、予定通りに行事は進行しました。環境アドバイザーの皆さんにも沢山の参加をいただきありがとうございました。

今回は、セミナーの様子をご紹介します。

## 環境保全功労者・写真コンクール表彰

県内各地で、公害防止・環境保全・郷土美化などの様々な活動を行っている団体・個人・企業12名(団体)に対して表彰を行いました。受賞された方々は、いずれも多年にわたり熱心な活動を続けていらっしゃる方々です。また、昨年からはじめた写真コンクールですが、本年も沢山の応募をいただき環境保全の観点から選考された36作品が受賞しました。

平成5年度環境白書の表紙にもコンクール入賞作品を使用しています。

(受賞者名簿は当日のパフレットをご覧ください。)

## 環境アドバイザー大会

アドバイザーの皆さんの中から、代表で5人の方にこれまでの活動事例を発表していただきました。

地域で環境保全活動の輪を広げていく苦勞から昨年の地球サミットの成果の一つである「アジェンダ21」を受けた「ローカルアジェンダ」に関する発表まで多岐にわたりました。

いずれの方も、その活動内容は異なりますが、それぞれの立場で熱心な活動を展開している様子が感じられました。

(発表要旨は、パフレットに掲載されています。)

## 親と子の環境教室

身近なところから地球規模にいたるまでの環境問題について、大人と子どもと一緒に考えてみようという趣旨で企画しました。

アニメビデオ「未来への約束」ほかスライドの上映や酸性度実験などを行いながら、セミナーは進みました。コーディネーターは環境にやさしい県民運動推進会議の富樫会長。日頃大学生相手に講義をされている先生も当日は小学生が対象ということで牛乳パック製の帽子にゴミ袋で作ったマントを羽織って登場され、来場した子供達から歓声が上がっていました。

また、酸性度実験では、当日降った雨をその場で測定したところ、PH4.4が記録され酸性雨の実態を見てもらうことが出来ました。

(県内の年間平均PH4.2 5年度環境白書)

## ふれあいフォークコンサート

フォーク歌手・笠木透さんの出演による、フォークソングコンサートを行いました。笠木さんは岐阜県中津川市在住で全国各地でふるさとや自然をテーマにしたコンサートを行っています。

群馬県内では、邑楽・大泉地区でコンサートを開いていますので、そちらの地区の方は聞かれたことがあるかも知れません。

※ 簡易印刷のため、残念ながら写真が掲載出来ませんでした。

セミナーに欠席された環境アドバイザーの方には、パフレット等を送付しますので、ご覧ください。

# トピックス

環境基本法成立（11月12日成立 11月19日公布・施行）

環境基本法は、その基本理念として

- ①環境の恵沢の享受と継承
- ②環境への負荷が少ない持続的発展が可能な社会の構築
- ③国際的協調による地球環境保全の積極的推進

を掲げています。そして基本理念にのっとり、国・地方公共団体・事業者は勿論の事、国民に対しても環境の保全について責務を有することを規定しています。

また、従来の公害対策基本法を継承しつつ、新しい考え方を盛り込んでいます。主なものは、次のとおりです。

- 環境基本計画の策定
- 環境影響評価（アセスメント）の推進
- 経済措置の活用
- 環境の日（6月5日）制定
- その他

## 【解説】

今日の環境問題は、典型7公害に加え、都市・生活型公害や地球環境問題など、より複雑多様化しているため、規制的手法を中心とする公害対策基本法、自然環境保全法の枠組みでは不十分であることから、今回地球環境時代にふさわしい基本法制を策定したものです。これにより従来の公害対策基本法は廃止されます。（なお、自然環境保全法は変わりません。）

## 環境基本計画

国のあらゆる計画の中で環境に配慮するよう誘導するため中央環境審議会（現在の公害対策審議会）で検討。来年度中にも作成予定。

## 環境影響評価（アセスメント）

現在、アセスメント制度は法制化されておらず、地方自治体が独自に条例等で定めています。（群馬県では群馬県環境影響評価要綱により対応しています。）今回の環境基本法では、法制化は見送られましたが、今後国は国内自治体のアセス制度の運用状況や欧米諸国の制度を調査し、現行制度の見直しを含めた検討に入ります。

## 経済措置の活用

資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減するための手段を講ずることとされています。

経済的手法には、大別すると環境保全上好ましくない行為に何らかの負担を課し、経済的に不利にする措置、反対に好ましい行為に何らかの助成を与え経済的に有利なものとする措置とがあり、経済的な誘因を与えることにより経済主体が環境保全に適した行動をとるよう促そうとするものです。今注目されている、温室効果ガスである二酸化炭素の排出を抑制する手段である炭素税といった環境税の検討にも着手するようです。

## 環境の日（6月5日）

6月5日は、1972年ストックホルム会議が開かれた記念日として、世界環境デーと位置付けられ、日本でも毎年6月を環境月間として各種行事が行われてきました。それが今度の基本法で明確に条文化されました。

\*\*\*\*\*お知らせ\*\*\*\*\*

## ■排水基準の改正

10月1日から排水基準（上乘せ基準）を定めている条例が改正され、工場・事業場の排水基準が改められました。規制の対象となる事業場は、水質汚濁防止法施行令に定める特定施設を設置する工場・事業場（特定事業場）です。

〔新しい排水基準〕

（単位：mg/l）

特定施設の種類	BOD	COD	SS	7x/7y類	
豚房（50㎡以上） 牛房（200㎡以上） 馬房（500㎡以上）	80	80	120		
その他の特定施設	排水量 30㎡/日以上	25	25	50	1
	排水量 10～30㎡/日	60	60	70	

詳細については市町村環境行政担当課、各保健所、又は県庁環境保全課水質保全係（電話0272-23-1111内線2684）までお問い合わせください。

## 編集後記

☆11月も半ば過ぎというのに暖かな日が続いています。これもやはり異常気象の一つなのでしょう。☆ようやく第2号が発行できました今回は、サミットセミナーの結果報告でしたが、環境問題を沢山のの人に訴えることの難しさを感じています☆アドバイザーの皆さんも各地で活躍されていることと思います。そんな活動の様子やご意見などをお寄せ下さい。また、他のアドバイザーに呼びかけたいことなども大いにお待ちしています。（S）